

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの。次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの。次の(イ)から(ロ)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までに掲げる単位数

(イ) 区分六に該当する者
 (ロ) 区分五に該当する者
 (ニ) 区分四に該当する者

(2) 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの。次の(イ)から(ロ)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までに掲げる単位数

(イ) 区分六に該当する者
 (ロ) 区分五に該当する者
 (ニ) 区分四に該当する者

- 一〇、〇八〇単位
- 七、三二〇単位
- 五、七二〇単位
- 一〇、〇八〇単位
- 六、一一〇単位
- 四、五〇〇単位
- 八、八七〇単位
- 六、一一〇単位
- 四、五〇〇単位

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百三十二号）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）以下「令」という。第二十一条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」という。第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額

イ 認定月収額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七条第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（同条第二号に規定する就労収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。が六万六千六百六十七円を超える特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。六万六千六百六十七円から別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

就労収入の額		就労収入の額	
二万四千元以下の額	就労収入の額	二万四千元と就労収入の額から二万四千元を控除して得た額に百分の三十を乗じて得た額の合計額	額
二万四千元を超える額			

控除後認定月収額が六万六千六百六十七円以下である特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。） 控除後認定月収額から別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ 特定入所サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの。零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 特定入所サービスのあつた月において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である特定障害者 零

二十歳未満である特定障害者 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 別表第二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

ロ 別表第二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

特定障害者の区分		額	
一 十八歳未満の者	特定障害者の区分	三万四千元	額
二 六十五歳以上の者（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所している者（生活介護及び施設入所支援に係る法第十九条第一項の規定による支給決定を受けて入所している者に限る。） 独立行政法人国立高度知的学術研究センター（独立行政法人国立高度知的学術研究センター） 第一号の施設に併設された施設（平成十四年法律第百六十七号） 第十一号の施設に併設された施設に併設している者又は法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設に入所している者（次項において「指定障害者支援施設入所者等」と総称する。）を除く。）		三万円	
三 六十歳から六十四歳までの者、六十五歳以上の者であつて指定障害者支援施設入所者等又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十二号）に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一般に該当するもの（前項に掲げる者を除く。）		二万八千円	
四 前三項に掲げる者以外の者		二万五千元	
別表第二	特定障害者の区分	額	
一 次項に掲げる者以外の者		七万九千円	
二 令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者		五万円	